

頁	章・節	質問内容	回答
68 ～ 69	4.1.4	外壁改修工法の種類において、その工法の適用について、基準や目安があれば、ご教示下さい。	「建築改修工事監理指針 上巻 p298～p305に記載しています。
75, 76	4.2.2	表4.2.4[仕上塗材の種類, 仕上の形状及び工法]の塗り回数, 外装薄塗材E(平たん状, 凹凸状, ゆず肌状, さざ波状)の下塗り材は1回, 可とう形複層塗材CE(凸部処理, 凹凸模様)の主材模様は1回と新営標準仕様書の同項目の回数と同じと考えてよいですか?	新営標仕と同じです。改修標仕のミスプリントです。 外装薄塗材E(着色骨材砂壁状こて)の下塗り材も1回としてください。
77 ～ 79	4.3.4	樹脂注入工法の種類は、ひび割れの幅に応じて適用すると見られますが、その基準や目安があれば、ご教示下さい。	「建築改修工事監理指針 上巻 p298～p299に記載しています。
104	表4.6.3	<p>高圧水洗工法(30Mpa程度以上)で既存塗膜及び下地コンクリートの劣化部を除去するとありますが、考え方を教えてください。</p> <p>既存塗膜は全剥離させ下地コンクリートの劣化部を除去するというのでしょうか?</p> <p>それとも、既存塗膜の劣化部及び下地コンクリートの劣化部を除去するというのでしょうか?</p> <p>既存塗膜の付着強度が1N/mm²以上あれば活膜と考えられますが、実際、全剥離を考えるのであれば150MPa程度以上でない現実的でないと考えますがどのような考えで、この部分の仕様を作ったか教えてください。(16年版ではこの部分10～150MPa程度の範囲内となっていたのですが・・・)</p> <p>私なりの解釈は既存塗膜の活膜部分は残し、剥離した部分、残った部分共に全面を下地調整塗材でしごき塗りをおこない、平らに仕上げる。(この時、既存塗膜と下地調整塗材の適合性は確認して置く)その上に新規の仕上塗材の施工をおこなう・・・というように解釈していますがどうなのでしょう?</p>	<p>仕様書の高圧水洗工法の規定の「劣化部分」とは、「既存塗膜」と「下地コンクリート」の両方を指しています。従って、必ずしも、既存塗膜を全剥離する必要はありません。</p> <p>(社)建築研究振興協会で実施された「高圧水洗による既存塗膜の除去に関する研究」では、除去の程度について4段階に区分した標準処理パターンを提案していますので参考にしてください。(建築改修工事監理指針に引用有)</p> <p>吐出圧力についても、上記研究で選定表が提案されており、その中で、15MPa程度未満では、「脆弱塗膜が残存する可能性あり」及び「一般に適用しない工法」となっており、仕様書でも30MPa以上と規定しています。なお、規定は「30MPa以上」ですので、150MPaも規定範囲に含まれますが、100MPa以上では「素地を痛める可能性あり」ですので注意が必要です。仕様書でも「試験施工を行う」となっています。</p>
127	5.6.2	表5.6.2[金属製建具用丁番]の「長さ」欄の()内の数値の示す内容は何でしょうか?	127mmと152mmはほぼ5インチと6インチに相当しますが、メーカーによってミリ表示には多少の違いがあります。そのため、最小の寸法を()書で表しています。

160	6.6.1	天上下地の工法ですが、標仕と同様のあくまで新設の仕様であると思われますが、改修工事用の工法は掲載されないのでしょうか？例えば、国土交通省監修の「実務者のための既存鉄骨造体育館等の耐震改修の手引きと実例」という図書には、ハンガーや野縁にビス止めクリップを使用する例が掲載されていますが、改修標仕では具体的な工法はあくまで特記によるということなののでしょうか？	6.6.4(j)(k)に記載されているように、耐震性や耐風圧性を考慮した補強は特記によることとなります。これらは、個別の条件の元に構造計算をして補強方法を定める必要があります、一律に仕様を決めることが出来ないためです。
209	7.3.2	屋内塗料にF☆☆☆☆のないJIS K 5674 1種を使用してもよいですか？(鉄骨さび止め)	改修標仕7.1.3「屋内で使用する場合のホルムアルデヒド放散量は、JIS等の材料規格において放散量が規定されている場合は、特記が無ければF☆☆☆☆とする。」とあり、JIS K 5674には規定があります。従って、特記が無ければF☆☆☆☆となります。
217	7.7.2	アクリル樹脂系非水分散型塗料では、表7.7.1の(注)により、下地調整は表7.2.4～6の(注)では新規の場合RA種としていることの適用は考える必要は無いのでしょうか？	既存塗膜を全面撤去し新規に塗装を行う場合の下地調整は原則、RA種となりますが、アクリル樹脂系非水分散型塗料の場合、新営標仕の素地ごしらえもB種(パテしごきと研磨紙ずりが不要)となっていることに対応しているものです。
271	8.9.8	高い強度のコンクリートの場合の型枠存置期間から「特記が無ければ」の規定が削除されましたが、新営標準仕様書の場合同様に当該項目である8.7,9(c)を適用することに何か問題があるのでしょうか？	改修標仕のミスプリントです。19年版のままで、新営標仕と同じです。
292	8.19.8(4)	圧入工法において、特に梁、スラブ下と圧入壁の取り合いはコンクリートの沈下があるため、すき間を数cm開けて、脱型？無収縮モルタル詰めすることがありますが、この標準仕様書では、圧入のみで、後の無収縮モルタル詰めは無くても良いと理解してよろしいのでしょうか？	グラウト材の注入は「8.19.9既存構造体との取り合い」で規定されています。既存壁と増設壁の取り合いの処理方法は特記し、特記が無い場合はグラウト材注入となります。
218	7.8	表7.8.1 6上塗りの種類又は等級の欄に「等級は特記による」とあります。等級とは、耐候性によって1級、2級、3級と決められているようなのですが、これから塗料の種類が決まってくるのでしょうか。(ポリウレタン樹脂塗料、ふっ素樹脂塗料など)又、1級2級3級の決め方を教えてください。	JIS K5659によれば、塗料の原料については、ふっ素系樹脂、ポリウレタン系樹脂、シリコン系樹脂と規定されていますが、級については「促進耐候性」と「屋外暴露耐候性」で分類され、級別の塗料の種類は規定されていません。ただ、新JIS K5659は、旧JIS K5657(ポリウレタン樹脂塗料)と旧JIS K5659(ふっ素樹脂塗料)を統合し、両塗料の中間のグレードに位置するアクリルシリコン樹脂系の塗料を取り込んで制定されており、新規格の1級、3級は、旧JIS K5659と旧JIS K5657に相当しています。